

## 瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請について

### ・・・特定施設の設置の規制・・・

\* 一部の特定事業場の特定施設について、水質汚濁防止法の届出に代えて許可制を採用。  
排水水の排出の制限など他の規制は、水濁法が適用される。

#### 対象地域

市内の大和川水系、淀川水系（一部を除く）の河川流域（詳細な地区ごとの区分は施行令別表第一を参照）

#### 対象事業場

上記対象地域に位置する特定事業場（特定施設を設置する工場・事業場）において、最大排出水量が50 m<sup>3</sup>/日以上である事業場

ただし、次のものは設置許可は不要。（水質汚濁防止法の届出は必要）

- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 地方公共団体が設置するし尿処理施設
- ・ 地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設
- ・ みなし指定地域特定施設（201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽）

#### 許可申請

##### 設置許可(第5条)

次のいずれにも該当するときは特定施設設置許可申請（2部 正副）が必要です

1. 特定施設を設置するとき
2. 事業場からの最大排出水量が50 m<sup>3</sup>/日以上になるとき

##### 次表のとおり事前評価書を添付する

	設置許可申請で汚濁負荷量が増加しないもの	左記以外のもの
申請概要の告示	奈良市公報で告示	奈良市公報で告示
関係府県知事市町村長への意見照会	行わない	行う
事前評価書の縦覧	告示の日から3週間	告示の日から3週間
現況水質の測定	既存のデータを使用可	必要
将来水質の予測	不要	必要
事前評価の必要部数	2部	11部以上 (関係市町村数による)

##### 変更許可申請(第8条)

5条の許可を受けたものが、次の事項（法第5条第2項第4号から第7号）を変更しようとするときは、特定施設の構造等変更許可申請（2部 正副）が必要です

1. 特定施設の構造や使用方法を変更するとき
2. 汚水等の処理方法（汚水処理施設の新設や構造、使用方法など）を変更するとき
3. 排水口ごとの排出水量や排水水系統ごとの水量を変更するとき
4. 排水口の位置・数や排出方法を変更するとき

（裏面につづく）

次表のとおり事前評価書を添付する

	次のいずれかに該当する場合 1. 汚水等の水量・水質（処理後の水量・水質）のいずれも増加せず、排出水の排出方法に変更がないとき 2. 特定事業場の各排水口の排出水の水量・水質のいずれも増加せず、排出水の排出方法に変更がないとき 3. 特定事業場の各排水口の排出水の水量・水質のいずれも増加せず、排出口の使用の全部又は一部を廃止するとき（下水道接続を含む） 4. 特定事業場の各排水口の排出水の水量・水質のいずれも増加せず、雨水や冷却用減圧用等に供された水のみを排出する排水口の排出水の排出方法を変更するとき。*施行規則7条の2	左記以外の変更許可申請で汚濁負荷量が増加しない場合	左記以外
申請概要の告示	行わない	奈良市公報で告示	奈良市公報で告示
関係府県知事市町村長への意見照会	行わない	行わない (奈良県へも不要)	行う
事前評価	不要	必要	必要
事前評価書の縦覧	行わない	告示の日から3週間	告示の日から3週間
現況水質の測定	不要	既存のデータ使用可	必要
将来水質の予測	不要	不要	必要
事前評価の必要部数	不要	2部	11部以上 (関係市町村数による)

## 届出

軽微な事項については、事後30日以内に届出が必要です

届出の種類	要件
特定施設使用届 (第7条)	法令改正によって既存（工事中のものを含む）の施設が新たに特定施設に設定されたとき
特定施設の構造等変更届 (第8条第4項/施行規則第7条)	次のいずれかを変更したとき ・特定施設の構造、使用方法についての参考事項 ・汚水等の処理方法についての参考事項 ・排出水量又は排水系統別の水量についての参考事項
氏名等変更届 (第9条)	次のいずれかを変更したとき ・申請者の氏名または住所（法人では代表者氏名） ・特定事業場の名称
特定施設使用廃止届 (第9条)	特定施設の使用を廃止したとき ただし、特定施設の廃止に伴い、汚水等の処理方法、排出水の水質・水量が変更する場合は、変更許可申請が必要となります
承継届 (第10条)	次のいずれかに該当する場合は、承継者が届出を行う ・特定施設を譲り受け、または借り受けたとき ・相続または合併があったとき